

静岡県社会的養育推進計画について

現行（R2～R6）静岡県社会的養育推進計画

〈策定の趣旨〉

平成28年の改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの家庭養育優先の原則が明記され、これを受けて取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、静岡県、静岡市及び浜松市は「静岡県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進してきた。

〈現行計画の概要〉

・令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7年～11年度」の各期に区分して計画を策定。
・法改正を踏まえて、「当事者である子どもの権利擁護の取組」、「里親等への委託の推進に向けた取組」、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」等の項目を設ける。
・実施状況を把握し、計画の着実な実現に向けて管理指標を設定。

〈施策の項目〉

1 こどもの権利擁護の推進	(1)当事者であるこどもの権利擁護の取組 ・子どもが意見を表明する権利を有することについての普及、啓発 ・措置児童等への「子どもの権利ノート」配布など、子どもが意見を述べる機会の確保
2 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進	(2)市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 ・市町等の相談支援体制の整備に向けた支援・取組 ・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
	(3)一時保護改革に向けた取組 ・一時保護された子どもの権利擁護 ・一時保護の環境及び体制整備
	(4)児童相談所の強化等に向けた取組 ・児童福祉司等の専門職の計画的配置と、研修等による職員の専門性の向上 ・弁護士を活用した法的機能の向上、警察OB等の配置やオンラインによる情報共有の強化
3 家庭と同様の環境における養育の推進	(5)関係機関との連携強化に向けた取組 ・児童虐待対策に対する児童相談所、警察、市町、医療機関などの関係機関との連携の強化
	(6)里親等への委託の推進に向けた取組 ・里親の新たな確保から支援まで包括的に支援する体制の構築 ・里親制度の広報啓発活動の強化
	(7)特別養子縁組などの推進のための支援体制の構築に向けた取組 ・児童相談所における特別養子縁組に関する相談支援体制の構築 ・特別養子縁組に対する相談窓口の周知や事業の理解促進
	(8)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ・地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループホームケアなど、小規模化、地域分散化の促進 ・一時保護のための施設の整備や里親支援など多機能化・機能転換の支援
4 こどもの自立支援の推進	(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ・施設で暮らす子どもの大学等就学や生活・就労支援など、社会的な自立のための支援 ・施設退所後の生活・就労等の相談支援。実家的機能の活用。

次期（R7～R11）静岡県社会的養育推進計画

〈見直しの背景〉

・令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
・上記に先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘された。

〈次期計画の主な見直しポイント〉

・令和6年度に今期の終期を迎えるに当たり、次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定。
・令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の項目に、「支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。
・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
・現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定し、都道府県は、毎年度計画の進捗について当該指標により自己点検・評価を行い公表することが求められる。
・評価のための指標：項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。
・各都道府県において、当該指標により取組の進捗状況の把握を求める。
・国は都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表。

〈施策の項目〉

1 当事者であるこどもの権利擁護	(1)当事者であるこどもの権利擁護の取組 ・こどもへの意見聴取等措置の実施 ・意見表明等支援事業の実施 ・こどもの権利擁護に係る環境整備
2 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進	(2)市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 ・こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等 ・ヤングケアラーに対する支援、市町の家庭支援事業等の整備・充実、市町との連携体制の構築
	(3)一時保護改革に向けた取組 ・一時保護の体制整備、一時保護におけるこどもの最善の利益について
	(4)児童相談所の強化等に向けた取組 ・一時保護委託先の確保 ・同伴児童における児童相談所等との連携等に関する取組
	(5)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 ・妊産婦等生活援助事業の整備、助産施設・助産制度の体制整備と周知、市町等との連携等、その他事業による支援体制の充実につい
3 家庭と同様の環境における養育の充実	(6)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 ・家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント、児童相談所における体制強化、特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方等
	(7)里親等への委託の推進に向けた取組 ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方、包括的な里親等支援体制の整備等について
	(8)施設の小規模かつ地域分散化等に向けた取組 ・心身回復のための支援、生活再建のための支援、就業に向けた支援、住まい確保のための支援等に関する取組
	(9)障害児入所施設における支援 ・障害児入所施設のユニット化等によるケア単位の小規模化の推進について
4 こどもの自立支援の推進	(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ・児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について